

○古物営業法施行規則

(平成七年九月二十日)

(国家公安委員会規則第十号)

改正	平成一〇年七月二九日国家公安委員会 規則第一二号	同一一年一月一日同第一号
	同一二年三月三〇日同第八号	同一二年三月三〇日同第九号
	同一五年三月七日同第五号	同一五年七月一日同第一一号
	同一六年一〇月二八日同第一七号	同一六年一二月二七日同第二四号
	同一七年三月四日同第二号	同一九年九月二五日同第二一号
	同二〇年八月一日同第一六号	同二三年二月九日同第二号
	同二四年三月一六日同第一号	同二四年六月一八日同第七号
	同二八年五月二日同第一一号	同二九年三月二四日同第三号
	同三〇年九月一四日同第一四号	令和元年六月二一日同第三号
	同元年一〇月二四日同第八号	同元年一二月一三日同第一〇号
	同二年一月二四日同第一号	同二年三月三一日同第五号
	同二年四月二七日同第六号	同二年一二月二八日同第一三号
	同三年三月三一日同第三号	同三年三月三一日同第四号
	同三年八月三一日同第一〇号	同三年一一月一八日同第一一号
	同三年一二月一七日同第一二号	同四年一月二七日同第三号
	同四年三月三〇日同第一〇号	

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）並びに古物営業法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十六号）附則第四条第二項及び第六条の規定に基づき、古物営業法施行規則を次のように定める。

古物営業法施行規則

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

- 一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第三条までに規定する罪
- 二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十九条第二項、第百八十条（第百七十七条及び第百七十九条第二項に

係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第百八十一条第二項(第百七十七条、第百七十九条第二項及び第百八十条に係る部分に限る。)、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条(第百九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)から第四項まで、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第二百三十六条に係る部分に限る。)若しくは第三項(第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六条(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六条の二(第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。)又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)に規定する罪

四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条(刑法第二百三十六條及び第二百四十三条(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。))に係る部分に限る。)、第三条(刑法第二百三十六條及び第二百四十三条に係る部分に限る。))又は第四条(刑法第二百三十六條に係る部分に限る。))に規定する罪

五 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百七条又は第百十八条第一項(第六條及び第五十六條に係る部分に限る。))に規定する罪

六 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条第一号、第一号の二(第三十條第一項、第三十二條の六第二項(第三十三條第四項において準用する場合を含む。))及び第三十三條第一項に係る部分に限る。)、第四号、第五号若しくは第九号又は第六十六條第一号若しくは第三号に規定する罪

七 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十條第一項又は第二項(第三十四條第一項第四号の二、第五号、第七号及び第九号に係る部分に限る。))に規定する

罪

- 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一号、第三号、第三号の三、第四号、第四号の二若しくは第六号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第二項及び第六十六条の八第二項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二條第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪
- 十 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条、第二十四条の二、第二

- 十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
- 十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十二条第一号、第二号（第三十四条第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）若しくは第五号又は第百十四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十二 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十条第三号又は第三十三条第二号に規定する罪
- 十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪
- 十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一条第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第三号に規定する罪
- 十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪
- 十六 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る。）、第四号若しくは第五号に規定する罪
- 十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪
- 十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三十四条第一号に規定する罪
- 二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第百九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪
- 二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十八条第三号に規定する罪
- 二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の四第一項第三号から第五号まで、第二項

- (同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。)若しくは第三項(同条第一項第三号から第五号まで及び第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪
- 二十三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項第一号、第二項(同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))又は第三項(同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。))に規定する罪
- 二十四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第七十四条の六の三(第七十四条の六の二第一項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。))又は第七十四条の八に規定する罪
- 二十五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号(第十二条第二項に係る部分に限る。))若しくは第三号又は第八十三条第一項第一号(第九条及び第五十三条(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))に規定する罪
- 二十六 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪
- 二十七 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条から第六十五条まで、第六十六条(小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。))又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪
- 二十八 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条、第三十一条の二又は第三十一条の三第一号若しくは第四号に規定する罪
- 二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第五条に規定する罪
- 三十 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第六条、第七条第二項若しくは第三項(同条第二項に係る部分に限る。))、第八条第一項(第七条第二項に係る部分に限る。))又は第十条から第十三条までに規定する罪
- 三十一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号(第二十二条の二第一項及び第二十二条の四

に係る部分に限る。)に規定する罪

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号、第三号若しくは第六号又は第五十三条の二第一号（第三十三条の三第一項、第三十五条の二の十三第一項、第三十五条の三の二十八第一項及び第三十五条の十七の六第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十九条第二項第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三号、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第一号（第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）又は第三十条第二号（第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条第一号又は第五十一条第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七条の三第一項第一号、第二号（第十一条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二条の七に係る部分に限る。）、第三号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十六条の三第一項に係る部分に限る。）、第四号の二、第五号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四

条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第二十条第三項に係る部分に限る。)、第五号の二、第五号の三若しくは第九号の八、第四十九条第七号、第五十条第一項第一号(第八条第一項に係る部分に限る。)若しくは第二号又は第五十条の二第六号(第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十九条第一号(第四条第一項に係る部分に限る。)から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号(第十一条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

四十 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条第一号又は第五十一条第二号(第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。)若しくは第三号(第十九条第一項に係る部分に限る。)に規定する罪

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

- (1) 大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (2) 覚醒剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条(小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。)に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

ハ 麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条に規定する罪
- (3) 覚醒剤取締法第四十一条に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はホに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

- (3) 覚醒剤取締法第四十一条の二に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

- (1) イ又はロに掲げる罪
- (2) 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪
- (3) 覚醒剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七条第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二条第一号若しくは第五号又は第八十四条第一号（第五十八条第四項に係る部分を除く。）若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十五条第六号、第三百十五条の二第四号から第六号（第二百七十二条の三十五第五項に係る部分に限る。）まで、第三百十六条の三第一号、第三百十七条の二第三号、第三百十九条第九号又は第三百二十条第九号（第三百八条の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十四条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第四条第二項から第四項まで（これらの規定を第十一条第五項において準用する場合を除く。）及び第九条第二項（第二百二十七条第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）又は第二百九十五条第二号（第二百九条第二項（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二百十九条の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三十三条第一号若しくは第二号、第三十四条第一号若しくは第三号又は第三十五条第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条、第六条、第七条第二項から第八項まで又は第八条に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪

のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第十二号から第十五号までに規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪

(2) 刑法第一百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

(3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪

(4) 職業安定法第六十三条に規定する罪

(5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪

(6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

(7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項に規定する罪

(8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪

(9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪

(10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪

(11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪

(12) 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

(13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪

- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
 - (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
 - (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
 - (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
 - (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
 - (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
 - (20) 著作権法第百十九条第二項第三号に規定する罪
 - (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
 - (22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪
 - (23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪
 - (24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪
 - (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪
 - (26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪
 - (27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪
- へ 組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪
- 四十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第一

- 号、第八十六条第一号、第八十七条第一号、第九十二条第五号、第九十三条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第九十四条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪
- 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪
- 五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三十八条第四号若しくは第五号又は第百四十条第二号（第六十三条第一項及び第七十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪
- 五十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十一条（第十四条第二項に係る部分に限る。）、第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪
- 五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第三十二条第一項（第五条に係る部分に限る。）又は第三項第一号（第八条に係る部分に限る。）若しくは第二号に規定する罪
- 五十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪
- 五十五 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪
- 五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七条（第十五条第二項に係る部分に限る。）、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪
- 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪
- 五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第九十五条第一号又は第九十七条第二号に規定する罪
- 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一百七条第二号（第三十七条、第四十一条第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第四号、第六号、第八号若しくは第九号、第九十九条第十号、第一百二十二条第二号（第三十八条第一項

(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。)又は第百十四条第一号(第四十一条第三項及び第四項並びに第六十三条の六第一項及び第二項に係る部分に限る。)若しくは第七号(第七十七条に係る部分に限る。)に規定する罪

(平三〇公安規一四・追加、令二公安規五・令二公安規六・令三公安規三・令三公安規四・令三公安規一一・令四公安規三・令四公安規一〇・一部改正)

(心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者)

第一条の二 法第四条第八号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令元公安規八・追加)

(許可の申請)

第一条の三 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 法第五条第一項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に許可申請書を提出する場合には、主たる営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。)又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の許可申請書を提出しなければならない。

3 法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 最近五年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。第九条の二第三項第一号及び第二十二条第三項第二号において同じ。)

ロ 法第四条第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

ニ 未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該許可を受けてい

ることを証する書面（古物商又は古物市場主の相続人である未成年者で古物営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに古物営業に係る営業所又は古物市場の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからハマまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからニまでに掲げる書類））

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号イに掲げる書類

ハ 役員に係る前号ハに掲げる書類

ニ 役員に係る法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 選任する法第十三条第一項の管理者に係る次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 第一号ハに掲げる書類

ハ 法第十三条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 法第二条第二項第二号に掲げる営業を営もうとする者にあつては、古物市場ごとの規約（当該古物市場の開閉の日時、当該古物市場における取引の要領等を記載した書面をいう。以下同じ。）

五 取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを第二条の二に規定する通信手段により受ける営業の方法を用いようとする者にあつては、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号（以下「送信元識別符号」という。）を使用する権限のあることを疎明する資料

4 前項第四号の古物市場の規約には、当該古物市場に参集する主たる古物商の住所及び氏名を記載した名簿を付さなければならない。

5 第三項の規定にかかわらず、質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋が同法第二条第一項の規定による許可を受けた公安委員会から法第三条の規定による許可を受けようとする場合の許可申請書には、第三項第一号から第三号まで（同項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、現に当該許可に係る営業所について質屋営業法第二条第二項の規定により定めている管理者である者以外の者を法第十三条第一項の管理者として選任する場合にあつては、第三項第三号イ及びハに掲げる書類を添付しなければならない。

（平一二公安規九・平一五公安規一一・平一七公安規二・平二四公安規一・平二

四公安規七・一部改正、平三〇公安規一四・旧第一条繰下・一部改正、令元公安規八・旧第一条の二繰下・一部改正、令二公安規一・令三公安規一二・一部改正)
(古物の区分)

第二条 法第五条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 美術品類（書画、彫刻、工芸品等）
- 二 衣類（和服類、洋服類、その他の衣料品）
- 三 時計・宝飾品類（時計、眼鏡、宝石類、装身具類、貴金属類等）
- 四 自動車（その部分品を含む。）
- 五 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品を含む。）
- 六 自転車類（その部分品を含む。）
- 七 写真機類（写真機、光学器等）
- 八 事務機器類（レジスター、タイプライター、計算機、謄写機、ワードプロセッサ、ファクシミリ装置、事務用電子計算機等）
- 九 機械工具類（電機類、工作機械、土木機械、化学機械、工具等）
- 十 道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、磁気記録媒体、蓄音機用レコード、磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物等）
- 十一 皮革・ゴム製品類（カバン、靴等）
- 十二 書籍
- 十三 金券類（商品券、乗車券及び郵便切手並びに古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）第一条各号に規定する証票その他の物をいう。）
(取引の申込み等に係る通信手段)

第二条の二 法第五条第一項第六号及び第十条第三項の国家公安委員会規則で定める通信手段は、取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段とする。

(平一五公安規一一・追加、令二公安規一・一部改正)

(許可証の様式)

第三条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第二号又は別記様式第三号のとおりとする。

(許可証の再交付の申請)

第四条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第四号の再交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の再交付申請書を提出しなければならない。

(平一二公安規八・平三〇公安規一四・令元公安規八・令二公安規一・一部改正)

(公告の方法)

第四条の二 法第六条第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

(平三〇公安規一四・追加)

(変更の届出及び許可証の書換えの申請)

第五条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更予定年月日及び変更事項とする。

2 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

3 法第七条第一項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から三日前までに、一通の届出書を提出しなければならない。

4 法第七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更年月日及び変更事項とする。

5 法第七条第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

6 法第七条第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合（同条第三項の規定により同条第二項の規定による届出書の提出を経由して行う場合を含む。）においては、その営業所又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する者にあつては、当該営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日）以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

7 法第七条第四項の国家公安委員会規則で定める書類は、第一条の三第三項各号に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

8 前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第二項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の三第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあつては、同項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

一 当該古物商又は古物市場主の営業所又は古物市場について現に法第十三条第一項の規定により選任している管理者である者

二 当該古物商又は古物市場主が主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会から質屋営業法第二条第一項の規定による許可を受けている場合において、当該

許可に係る営業所について同法第二条第二項の規定により定めている管理者である者

9 法第七条第五項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、別記様式第六号の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。

10 第四条第二項の規定は、前項の規定により書換申請書及び許可証を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「の再交付申請書」とあるのは「の書換申請書及び許可証」と読み替えるものとする。

(平一公安規八・平一五公安規一一・平一七公安規二・平三〇公安規一四・令元公安規八・令二公安規一・一部改正)

(変更後の規約の提出)

第六条 古物市場主は、古物市場の規約の内容を変更した場合は、速やかに、当該古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、変更後の規約を主たる古物市場の所在地を管轄する公安委員会に提出するものとする。

(令二公安規一・一部改正)

(許可証の返納)

第七条 法第八条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該事由の発生の日から十日以内に、主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。この場合においては、当該許可証とともに別記様式第九号の返納理由書を提出しなければならない。

(令二公安規一・一部改正)

(競り売りの届出)

第八条 法第十条第一項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所(同条第二項の規定により当該届出を経由して行う場合にあつては、その経由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地(二以上の営業所を有する古物商にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地))の所轄警察署長を経由して、競り売りの日から三日前までに、別記様式第十号の競り売り届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、古物の買受けの申込みを受けるとしての通信手段の種類とする。

3 法第十条第三項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、競り売りの日から三日前までに、別記様式第十号の二の競り売り届出書を提出しなければならない。

(平一五公安規一一・令二公安規一・一部改正)

第九条 削除

(令二公安規一)

(古物競りあっせん業者に係る営業開始の届出)

第九条の二 法第十条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号の二のとおりとする。

2 法第十条の二第一項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所（当該事務所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

3 法第十条の二第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 届出者が個人である場合には、住民票の写し

二 届出者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書

三 あっせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額に係る自動公衆送信の送信元識別符号を使用する権限のあることを疎明する資料

4 法第十条の二第一項第四号の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 営業を示すものとして使用する名称

二 前項第三号の送信元識別符号

(平一五公安規一一・追加、平一七公安規二・平二四公安規七・令二公安規一・一部改正)

(古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出)

第九条の三 法第十条の二第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

一 古物競りあっせん業を廃止した場合の届出 廃止年月日及びその旨

二 変更があった場合の届出 当該変更に係る変更年月日及び変更事項

2 法第十条の二第二項に規定する届出書の様式は、古物競りあっせん業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十一号の三、変更があった場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十一号の四のとおりとする。

3 法第十条の二第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、古物競りあっせん業の廃止又は変更の日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、二十日）以内に、一通の届出書を提出しなければならない。

4 法第十条の二第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、変更があった場合の届出に係る届出書にあつては、前条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

(平一五公安規一一・追加、平一七公安規二・令二公安規一・一部改正)

(行商従業者証の様式)

第十条 法第十一条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第十二号又は第十二条第一項の規定による承認を受けた様式とする。

(標識の様式)

第十一条 法第十二条の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第十三号若しくは別記様式第十四号又は次条第一項の規定による承認を受けた様式とする。

(行商従業者証等の様式の特例)

第十二条 国家公安委員会又は公安委員会は、国家公安委員会が定める団体が当該団体の社員、組合員その他の構成員である古物商又は古物市場主に共通して利用させるものとして定めた様式を、国家公安委員会が定めるところにより、法第十一条第二項の行商従業者証又は法第十二条の標識の様式として承認することができる。

2 前項の規定による承認をした国家公安委員会又は公安委員会は、当該承認をした様式を当該承認に係る団体の名称、住所及び所在地とともに官報により公示しなければならない。承認を取り消したときも、同様とする。

(平一五公安規一一・一部改正)

(他事記載の禁止)

第十三条 法第十一条第二項の行商従業者証又は法第十二条の標識には、犯罪の防止又はその被害の迅速な回復に特に資すると認められる場合を除き、第十条又は第十一条の規定により表示することとされている文字又は標章以外の文字又は標章を、記載、はり付けその他の方法により表示してはならない。

(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

第十三条の二 法第十三条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(令元公安規八・追加)

(管理者に得させる知識等)

第十四条 法第十三条第三項の国家公安委員会規則で定める知識、技術又は経験は、自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を取り扱う営業所又は古物市場の管理者については、不正品の疑いがある自動車、自動二輪車又は原動機付自転車の車体、車台番号打刻部分等における改造等の有無並びに改造等がある場合にはその態様及び程度を判定するために必要とされる知識、技術又は経験であって、当該知識、技術又は経験を必要とする古物営業の業務に三年以上従事した者が通常有し、一般社団法人又は一般財団法人その他の団体が行う講習の受講その他の方法により得ることができるものとする。

(平一六公安規一七・平二〇公安規一六・一部改正)

(仮設店舗における営業の届出)

第十四条の二 法第十四条第一項ただし書の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その場所（同条第二項の規定により当該届出を経由して行う場合にあつては、その経由する公安委員会の管轄区域内の営業所の所在地（二以上の営業所を有する古物商にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地））の所轄警察署長を経由して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日前までに、別記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出しなければならない。

(平三〇公安規一四・追加、令二公安規一・一部改正)

(確認の方法等)

第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2 法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（次項第十号及び第四項において「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。

3 法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、その印鑑登録証明書及び当該印鑑登録証明書に係る印鑑を押印した書面の送付を受けること。

二 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して、本人限定受取郵便物等（名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する取扱いをされる郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）をいう。以下同じ。）を送付し、かつ、その到達を確かめること。

三 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して金品を内容とする本人限定受取郵便物等を送付する方法により当該古物の代金を支払う

ことを約すること。

- 四 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等（住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下この号及び第九号において同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該相手方に当該古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書郵便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあつては、当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。）。
- 五 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか二の書類の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）及び当該相手方の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（身分証明書等又は住民票の写し等を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が当該古物商が送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下この号において「補完書類」という。）若しくはその写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、並びに当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録と

ともに当該身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し又は当該補完書類若しくはその写しを保存する場合に限る。)

イ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

ロ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

ハ 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書（当該相手方と同居する者のものを含む。）

ニ イからハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の住所及び氏名の記載があるもの（国家公安委員会が指定するものを除く。）

ホ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該相手方の身分証明書等又は住民票の写し等に準ずるもの（当該相手方の住所及び氏名の記載があるものに限る。）

六 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し等の送付を受け、並びに当該住民票の写し等に記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること。

七 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、当該身分証明書等の写しに記載されたその者の住所に宛てて配達記録郵便物等で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめ、並びに当該身分証明書等の写しに記載されたその者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座への振込み又は振替の方法により当該古物の代金を支払うことを約すること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該身分証明書等の写しを保存する場合に限る。）。

八 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び身分証明書等（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。以下この号及び次号において「写真付き身分証明書等」という。）の画像情報であつて、当該写真付き身分証明書等に係る画像情報が、当該写真付き身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日、当該写真付き身分証明書等に貼り付けられた写真並びに当該写真付き身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けること（当該古物に係る法第十六条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに当該本人確認用画像情報（当該

相手方の容貌の画像情報を除く。)を保存する場合に限る。)

九 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、当該古物商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該相手方に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。)の送信を受け、並びに当該相手方から当該相手方の写真付き身分証明書等(住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。

十 相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該古物商又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記(当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。)をさせること。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第一項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようしなければならない。

十一 相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること(当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。)

十二 相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該相手方に係る利用者(電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年/総務省/法務省/経済産業省/令第二号)第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。)並びに電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。

十三 法第十五条第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる措置をとった者に対し識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)

第二条第三項に規定する識別符号をいう。)を付し、その送信を受けることその他のこれらの規定に掲げる措置をとった者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすまることが困難な方法により、相手方についてこれらの規定に掲げる措置を既にとっていることを確かめること。

- 4 古物市場主は、古物市場において取引をしようとする者について、許可証、行商従業者証その他の証明書により、古物商又はその代理人等であることを確かめるようにしなければならない。

(平一五公安規五・平一九公安規二一・平二四公安規七・平二八公安規一一・平三〇公安規一四・令三公安規一〇・一部改正)

(確認等の義務を免除する古物等)

第十六条 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める金額は、一万円とする。

- 2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。

- 一 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品（ねじ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性の部分品を除く。）を含む。）
- 二 専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物
- 三 光学的方法により音又は影像を記録した物
- 四 書籍

(平一五公安規五・平二三公安規二・一部改正)

(帳簿等)

第十七条 古物商又は古物市場主が法第十六条又は法第十七条の規定により記載をする帳簿の様式は、それぞれ別記様式第十五号及び別記様式第十六号のとおりとする。

- 2 法第十六条の国家公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

- 一 法第十六条又は法第十七条の規定により記載すべき事項を当該営業所又は古物市場における取引の順に記載することができる様式の書類
- 二 取引伝票その他これに類する書類であつて、法第十六条又は法第十七条の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

- 3 古物商又は古物市場主は、法第十六条又は法第十七条の規定により前項第二号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所又は古物市場における取引の順にとり合わせておかなければならない。

(帳簿等への記載等の義務を免除する古物)

第十八条 法第十六条ただし書の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当す

る古物以外の古物とする。

一 美術品類

二 時計・宝飾品類

三 自動車（その部分品を含む。）

四 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品（対価の総額が第十六条第一項で定める金額未満で取引されるものを除く。）を含む。）

2 法第十六条第四号の国家公安委員会規則で定める古物は、自動車である古物とする。
（電磁的方法による保存に係る基準）

第十九条 法第十八条の規定により法第十六条又は法第十七条の電磁的方法による記録を保存する場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（平一〇公安規一二・追加）

第十九条の二 削除

（令元公安規一〇）

（記録の作成及び保存）

第十九条の三 古物競りあっせん業者は、古物の売買をしようとする者のあっせんを行ったときは、次に掲げる事項について、書面又は電磁的方法による記録を作成するよう努めなければならない。

一 あっせんに係る古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供した年月日

二 あっせんに係る古物に関する事項及びあっせんの相手方を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供したもの

三 あっせんの相手方が当該古物競りあっせん業者によるあっせんのため当該古物競りあっせん業者が記録することに同意した上であらかじめ申し出た事項であって、当該相手方の真偽の確認に資するもの

2 古物競りあっせん業者は、前項の記録を作成の日から一年間保存するよう努めなければならない。

（平一五公安規一一・追加）

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四 法第二十一条の五第一項の認定を受けようとする古物競りあっせん業者は、営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第九条の二第四項各号に掲げる事項

三 営業を開始した日

2 前項の認定申請書の様式は、別記様式第十六号の二のとおりとする。

3 第一項の規定により認定申請書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

4 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 最近五年間の略歴を記載した書面

ロ 次条第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 業務を行う役員に係る第九条の二第三項第一号に掲げる書類

ロ 業務を行う役員に係る前号に掲げる書類

三 業務の実施の方法が第十九条の六に規定する基準に適合することを説明した書類

(平一五公安規一一・追加、平三〇公安規一四・令二公安規一・一部改正)

(古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

一 営業を開始した日から二週間を経過しない者

二 刑法第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 法第四条第三号又は第四号に掲げる者

四 法第二十三条若しくは第二十四条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受け、当該処分の日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合には、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日若しくは弁明の機会の付与の通知がなされた日又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続が行われた日前六十日以内に当該法人の業務を行う役員であった者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

五 法第二十四条第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日若しくは当該取消しをしないことを決定する日までの間又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八条第一

項第一号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）又はこれに相当する外国の法令の規定に基づく手続を行った者で、当該返納の日又は当該手続を行った日から起算して五年を経過しないもの

六 第十九条の十第一項又は第十九条の十四第一項の規定により認定を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しない者（認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日又は場所が公示された日前六十日以内に当該法人の業務を行う役員であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

七 法人で、その業務を行う役員のうち前五号のいずれかに該当する者があるもの
（平一五公安規一一・追加、平三〇公安規一四・令二公安規一・一部改正）

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六 法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一 古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であつて人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

二 古物の売却をしようとする者から申出を受けた電子メールアドレスあてに電子メールを送信し、その到達を確かめること。

三 古物の売却をしようとする者に対して、製造番号その他の当該古物を特定するに足りる事項を古物競りあっせん業者に電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供させるため送信することを勧奨すること。

四 盗品等である古物に関する事項が電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供されている旨を古物競りあっせん業者に通報するための専用の連絡先に関する事項を、古物の売買を希望する者が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供すること。

五 前号の通報をした者の連絡先が明らかな場合にあつては、当該通報を受けてとつた

措置(措置をとらないこととした場合はその旨)を当該通報をした者に通知すること。

六 営業時間外において警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)から連絡があった場合において、当該連絡のあったことを十五時間以内に了知するための措置を講じていること。

七 盗品等である古物のあっせんの申込みを禁止すること。

八 次に掲げる事項をあっせんの相手方が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供すること。

イ 盗品等を買受けた場合には、被害者又は遺失主による盗品又は遺失物の回復の請求が行われることがあること。

ロ 盗品等については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収を受けることがあること。

九 古物競りあっせん業(日本国内に在る者をあっせんの相手方とするものに限る。)を外国において営む者(以下「外国古物競りあっせん業者」という。)にあつては、日本国内に住所又は居所を有する者のうちから警察本部長等との連絡の担当者(以下「連絡担当者」という。)一人を選任すること。

(平一五公安規一一・追加、平一六公安規二四・平二八公安規一一・平二九公安規三・平三〇公安規一四・令三公安規一一・一部改正)

(古物競りあっせん業者に係る認定の通知等)

第十九条の七 公安委員会は、法第二十一条の五第一項の認定をしたときは、書面をもって、申請者にその旨を通知するとともに、その旨を官報により公示しなければならない。

2 公安委員会は、法第二十一条の五第一項の認定をしないときは、理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

(平一五公安規一一・追加)

(認定古物競りあっせん業者に係る表示)

第十九条の八 法第二十一条の五第二項の規定による表示は、別記様式第十六号の三により行うものとする。

2 前項の規定による表示は、古物の売買を希望する者が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

(平一五公安規一一・追加)

(認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出)

第十九条の九 法第二十一条の五第一項の認定を受けた古物競りあっせん業者(以下「認定古物競りあっせん業者」という。)は、業務を行う役員を新たに選任したときは、当

該役員に係る第十九条の四第四項第二号に掲げる書類を法第十条の二第二項の規定により提出する届出書に添付しなければならない。

- 2 認定古物競りあっせん業者は、第十九条の四第四項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の届出書の様式は、別記様式第十六号の四のとおりとする。
- 4 第二項の規定により公安委員会に届出書を提出する場合には、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更の日から十四日以内に、一通の届出書を提出しなければならない。
- 5 第二項の届出書には、変更後の事項を記載した第十九条の四第四項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。

(平一五公安規一一・追加、令二公安規一・一部改正)

(認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十 公安委員会は、認定古物競りあっせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により法第二十一条の五第一項の認定を受けたとき。
 - 二 第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第十九条の六各号のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 四 法第二十一条の五第三項の規定に違反し、又はその認定に係る古物競りあっせん業に関し他の法令の規定に違反したとき。
 - 五 法第二十一条の七の規定による命令に違反したとき。
- 2 公安委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報により公示しなければならない。

(平一五公安規一一・追加、平三〇公安規一四・一部改正)

(外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)

第十九条の十一 法第二十一条の六第一項の認定を受けようとする外国古物競りあっせん業者は、連絡担当者の住所又は居所を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業の本拠となる事務所その他の事務所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- 四 営業を示すものとして使用する名称
- 五 あっせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金

額に係る自動公衆送信の送信元識別符号

六 営業を開始した日

七 連絡担当者の氏名及び住所又は居所

2 前項の認定申請書の様式は、別記様式第十六号の五のとおりとする。

3 第一項の規定により認定申請書を提出する場合には、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の認定申請書を提出しなければならない。

4 第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民票の写しに代わる書面

ロ 最近五年間の略歴を記載した書面

ハ 次条において準用する第十九条の五第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書に相当する書類

ロ 業務を行う役員に係る前号に掲げる書類

三 あっせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額に係る自動公衆送信の送信元識別符号を使用する権限のあることを疎明する資料

四 業務の実施の方法が第十九条の六に規定する基準に適合することを説明した書類

(平一五公安規一一・追加、平一七公安規二・平三〇公安規一四・令二公安規一・一部改正)

(準用)

第十九条の十二 第十九条の五及び第十九条の七の規定は法第二十一条の六第一項の認定について、第十九条の八の規定は当該認定を受けた外国古物競りあっせん業者（以下「認定外国古物競りあっせん業者」という。）について準用する。この場合において、第十九条の八第一項中「法第二十一条の五第二項」とあるのは、「法第二十一条の六第二項において準用する法第二十一条の五第二項」と読み替えるものとする。

(平一五公安規一一・追加)

(認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止等の届出)

第十九条の十三 認定外国古物競りあっせん業者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして連絡担当者の住所又は居所を変更したときは、変更後の連絡担当者の住所又は居所を管轄する公安委員会）に、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 その認定に係る古物競りあっせん業を廃止したとき。 廃止年月日及びその旨

二 第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があったとき。 当該変更に係る変更年月日及び変更事項

三 第十九条の十一第四項第四号に掲げる書類に記載した事項に変更があったとき。
当該変更に係る変更年月日及び変更事項

2 前項の届出書の様式は、その認定に係る古物競りあっせん業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の六、第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があった場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の七、同条第四項第四号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の八のとおりとする。

3 第一項の規定により届出書を提出する場合には、連絡担当者の住所又は居所の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

4 第十九条の十一第一項各号に掲げる事項に変更があった場合の届出に係る届出書には、同条第四項第一号から第三号までに掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を、同項第四号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合の届出に係る届出書には、変更後の事項を記載した同号に掲げる書類を添付しなければならない。

(平一五公安規一一・追加、令二公安規一・一部改正)

(認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し)

第十九条の十四 公安委員会は、認定外国古物競りあっせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により法第二十一条の六第一項の認定を受けたとき。

二 第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第十九条の六各号のいずれかに適合しなくなったとき。

四 警察本部長等が法第二十二条第四項において準用する同条第三項の規定により認定外国古物競りあっせん業者から報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

2 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定により認定を取り消したときについて準用する。

(平一五公安規一一・追加、平三〇公安規一四・一部改正)

(競りの中止の命令の方法)

第十九条の十五 法第二十一条の七の規定による命令は、別記様式第十六号の九の競りの中止命令書により行うものとする。

(平一五公安規一一・追加)

(証票)

第二十条 法第二十二条第二項に規定する証票の様式は、別記様式第十六号の十のとおりとする。

(平一五公安規五・追加、平一六公安規一七・一部改正)

(国家公安委員会規則で定める者)

第二十一条 法第二十六条の国家公安委員会規則で定める者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして第二十三条の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」という。）とする。

(平一六公安規一七・追加、令二公安規一・一部改正)

(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)

第二十二条 次条の承認を受けようとする法人その他の団体は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 回答業務を実施する事務所の名称及び所在地

2 前項の承認申請書の様式は、別記様式第十六号の十一のとおりとする。

3 第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに相当する書類（以下「定款等」という。）

二 役員に係る最近五年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し

三 役員に係る次条第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない法人その他の団体にあつては、申請の日から二年間）における回答業務に関する事業計画書及び収支予算書

六 回答業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）

七 回答業務に関して知り得た情報の適正な管理及び使用に関する規程（以下「情報管理規程」という。）

4 業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 回答業務の実施の方法に関する事項

二 回答業務を利用する者の範囲に関する事項

三 回答業務を実施する時間及び休日に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、回答業務の実施に関し必要な事項

5 情報管理規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 回答業務に関して知り得た情報の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

二 回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者の指定に関する事項

三 回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項

(平一六公安規一七・追加、平二〇公安規一六・平二四公安規七・平三〇公安規一四・令元公安規八・一部改正)

(盗品売買等防止団体に係る承認)

第二十三条 公安委員会は、前条第一項の規定による承認申請書の提出があつた場合において、その申請に係る法人その他の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 定款等において回答業務を実施する旨の定めがあること。

二 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者

ロ 精神機能の障害により回答業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 回答業務を適正かつ確実に実施するために必要な業務規程及び情報管理規程が定められていること。

四 前各号に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができることと認められるものであること。

(平一六公安規一七・追加、平三〇公安規一四・令元公安規八・一部改正)

(盗品売買等防止団体に係る承認の通知等)

第二十四条 公安委員会は、前条の承認をしたときは、書面をもって、申請者にその旨を通知するとともに、その旨を官報により公示しなければならない。

2 公安委員会は、前条の承認をしないときは、理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

(平一六公安規一七・追加)

(盗品売買等防止団体に係る名称等の変更の届出)

第二十五条 盗品売買等防止団体は、第二十二条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更しようとする年月日及び変更しようとする事項を記載した変更届出書を公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして回答業務の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会）に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書の様式は、別記様式第十六号の十二のとおりとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による変更届出書の提出があったときは、変更しようとする年月日及び変更しようとする事項を官報により公示しなければならない。

4 盗品売買等防止団体は、第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、当該変更の日から十四日以内に、変更後の事項を記載した書類を公安委員会に提出しなければならない。

5 盗品売買等防止団体は、業務規程又は情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会の認可を受けなければならない。

(平一六公安規一七・追加)

(盗品売買等防止団体に係る事業報告等)

第二十六条 盗品売買等防止団体は、第二十三条の承認を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度（事業年度の定めのない盗品売買等防止団体にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日まで。以下同じ。）の開始前に、翌事業年度における回答業務に関する事業計画書及び収支予算書を公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 盗品売買等防止団体は、毎事業年度経過後三月以内に、前事業年度における回答業務に関する事業報告書及び収支計算書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、盗品売買等防止団体の回答業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、盗品売買等防止団体に対し、回答業務に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(平一六公安規一七・追加)

(盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告)

第二十七条 公安委員会は、盗品売買等防止団体がこの規則の規定に違反したとき、又は盗品売買等防止団体の回答業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、盗品売買等防止団体に対し、その是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平一六公安規一七・追加)

(回答業務の廃止の届出)

第二十八条 盗品売買等防止団体は、回答業務を廃止しようとするときは、廃止の理由及び時期を記載した廃止届出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の廃止届出書の様式は、別記様式第十六号の十三のとおりとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による廃止届出書の提出があったときは、その旨を官報により公示しなければならない。

(平一六公安規一七・追加)

(盗品売買等防止団体に係る承認の取消し)

第二十九条 公安委員会は、盗品売買等防止団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第二十三条の承認を受けたとき。

二 第二十三条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 公安委員会が第二十六条第三項の規定により盗品売買等防止団体から報告又は資料の提出を求めた場合において、その報告若しくは資料の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出がされたとき。

四 第二十七条の規定による勧告があったにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

2 公安委員会は、前項の規定により盗品売買等防止団体の承認を取り消したときは、その旨を官報により公示しなければならない。

(平一六公安規一七・追加)

(盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報)

第三十条 公安委員会が法第二十六条の規定により盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号その他の符号とする。

(平一六公安規一七・追加、令二公安規一・一部改正)

(国家公安委員会への報告事項等)

第三十一条 法第二十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上段に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

報告する場合	事項
一 法第三条の規定による許可をした場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類（古物商又は古物市場主の別。以下同じ。） 三 許可年月日 四 許可証番号

<p>二 法第五条第四項の規定による許可証の再交付をした場合</p>	<p>一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 許可証の再交付年月日</p>
<p>三 法第六条第一項又は第二項の規定による許可の取消しをした場合</p>	<p>一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 許可の取消しの年月日 六 許可の取消しの事由</p>
<p>四 法第七条第一項又は第二項の規定による届出書の提出を受けた場合</p>	<p>一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 変更年月日（法第七条第一項の規定による届出書の提出を受けた場合にあつては、変更予定年月日） 六 変更事項</p>
<p>五 法第八条第一項又は第三項の規定による許可証の返納を受けた場合</p>	<p>一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 許可証の返納を受けた年月日 六 返納理由</p>
<p>六 法第十条第一項の規定による届出を受けた場合</p>	<p>一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可年月日 三 許可証番号 四 競り売りをしようとする日時及び場所</p>
<p>七 法第十条第三項の規定による届出を受けた場合</p>	<p>一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可年月日 三 許可証番号 四 売却する古物に関する事項に係る自動公衆送信の送</p>

	信元識別符号
	五 競り売りをしようとする期間
八 法第十四条第一項ただし書の規定による届出を受けた場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可年月日 三 許可証番号 四 仮設店舗において古物営業を営む日時及び場所
九 法第二十三条又は第二十四条の規定による処分をした場合	一 法第五条第一項各号に掲げる事項 二 許可の種類 三 許可年月日 四 許可証番号 五 処分年月日 六 処分の事由 七 処分の種別及び内容

2 法第二十七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五条第一項各号に掲げる事項
- 二 許可の種類
- 三 許可年月日
- 四 許可証番号
- 五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項
- 六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日
- 七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容

(令二公安規一・追加)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十月十八日）から施行する。

(みなし新法許可者に係る新たに選任した管理者の届出)

第二条 改正法附則第三条第一項の規定により法第三条の規定による許可を受けた者とみなされる者（以下「みなし新法許可者」という。）であって、改正法の施行により新たに法第十三条第一項の管理者を選任しなければならないこととなったものは、この規則の施行後速やかに、新たに選任した管理者に係る営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、当該営業所又は古物市場の名称及び所在地並びに当該管理者の氏名及び住所を公安委員会に届け出なければならない。

(新たに古物に含まれることとなる物に係る営業に係る届出)

第三条 改正法附則第三条第二項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、改正法附則第二条に規定する営業に係る営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第十七号の営業所等届出書を提出しなければならない。

(新許可証の交付の申請)

第四条 改正法附則第四条第二項の規定により公安委員会に法第五条第二項の許可証の交付の申請(以下「新許可証の交付の申請」という。)をしようとする者は、当該公安委員会の管轄区域内に有する営業所又は古物市場のうちいずれか一の営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第十八号の新許可証交付申請書を提出しなければならない。

2 改正法附則第四条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、別記様式第十九号の旧許可証一覧表とする。

(旧法の規定によりした行為に関する経過措置)

第五条 改正法による改正前の古物営業法(以下「旧法」という。)第二十四条第一項又は第二項の規定により公安委員会がした許可の取消し(一の公安委員会の管轄区域内に二以上の営業所又は二以上の市場を有する古物商又は市場主に対し、当該営業所又は市場のうち一部の営業所又は市場のみについて旧法第二十四条第一項又は第二項の規定により当該公安委員会がした許可の取消しを除く。)は、法第二十四条の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなす。

2 前項に掲げるもののほか、旧法の規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分(旧法第二十四条の規定による許可の取消しを除く。)又は行為は、それぞれ法の相当規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分又は行為とみなす。

3 旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

旧法第二条第一項の規定による許可の申請	法第三条第一項の規定による許可の申請 (当該申請をした者が改正法の施行の際現に当該申請に係る営業所が在る区域を管轄する公安委員会から旧法第二条第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、法第七条第一項の規定による届出書の提出)
旧法第三条の規定による許可の申請	法第三条第二項の規定による許可の申請

	(当該申請をした者が改正法の施行の際現に当該申請に係る市場が在る区域を管轄する公安委員会から旧法第三条の規定による許可を受けている場合にあっては、法第七条第一項の規定による届出書の提出)
旧法第五条第一項の規定による許可の申請	法第七条第一項の規定による届出書の提出
旧法第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請	法第五条第一項第五号に規定する行商をしようとする者である旨の記載を含む同項の許可申請書の提出
旧法第九条第一項の規定による許可の申請	法第十条の規定による届出

(旧規則に規定する市場の規約に関するみなし規定)

第六条 改正法附則第三条第一項の規定により法第三条第二項の許可を受けたものとみなされる者については、旧古物営業法施行規則（昭和二十四年総理府令第七号。以下「旧規則」という。）第四条第一項の規定により旧法第三条の規定による許可の申請書に添付された市場の規約（旧規則第十一条第一項の規定により当該市場の規約の変更に係る届書を提出した者にあっては、当該変更後の市場の規約）を古物市場の規約とみなして第六条の規定を適用する。

(旧行商許可証に関する経過措置)

第七条 みなし新法許可者であって、この規則の施行の際現にその従業者が旧法第八条第二項において準用する同条第一項の規定による許可を受けているものについては、この規則の施行の日から六月を経過する日までの間は、当該許可に係る旧規則別記様式第三号の古物行商許可証は、当該従業者に係る別記様式第十二号の行商従業者証とみなす。

(標識に関する経過措置)

第八条 みなし新法許可者については、当分の間（その者が改正法附則第四条第三項の規定により法第五条第二項の規定による許可証の交付を受けた場合には、当該交付を受けた日までの間）旧規則別記様式第五号から第七号までの表示札は、別記様式第十三号及び別記様式第十四号の標識とみなす。

(みなし新法許可者に係る経由警察署長に関するみなし規定等)

第九条 みなし新法許可者であって新許可証の交付の申請をしていないものがこの規則の施行後最初にする本則の規定による申請等（第四条第一項の規定による再交付申請書の提出若しくは同条第二項の規定による許可証の書換えの申請又は法第七条第一項若しくは第二項の規定による届出書の提出をいう。以下この条において同じ。）又は法第八条第一項若しくは第三項の規定による許可証の返納は、第四条第三項、第五条第三項又は

第七条の規定にかかわらず、当該みなし新法許可者が有する営業所又は古物市場（二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する場合にあっては、そのいずれか一の営業所又は古物市場）の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。

2 みなし新法許可者であって次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由警察署長とみなして第四条第三項、第五条第三項本文、第七条及び第九条第一項の規定を適用する。

一 新許可証の交付の申請をしていない者であって、前項の規定により本則の規定による申請等をしたもの 前項の規定により経由した警察署長

二 新許可証の交付の申請をした者 当該新許可証の交付の申請の際に経由した警察署長

3 新許可証の交付の申請をしようとするみなし新法許可者が既に本則の規定による申請等をしているときは、附則第四条第一項の規定にかかわらず、当該新許可証の交付の申請は、前項第一号（その者が第九条第一項の規定により経由警察署長変更届出書を提出したときは、同条第二項）の規定により経由警察署長とみなされる警察署長を経由してしなければならない。

4 附則第二条又は改正法附則第三条第二項の規定により届出をしなければならないこととされるみなし新法許可者が既に新許可証の交付の申請をしているときは、附則第二条又は第三条の規定にかかわらず、附則第二条の届出又は附則第三条の営業所等届出書の提出は、第二項第二号（その者が第九条第一項の規定により経由警察署長変更届出書を提出したときは、同条第二項）の規定により経由警察署長とみなされる警察署長を経由してすることができる。

附 則 （平成一〇年七月二九日国家公安委員会規則第一二号）

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一月一日国家公安委員会規則第一号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う

教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則 （平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの規則による改正規定の適用については、第二条の規定による警備員等の検定に関する規則第六条第三項第三号の改正規定及び第四条の規定による古物営業法施行規則第一条第三項第一号ハの改正規定を除き、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の警備員等の検定に関する規則第六条第一項の規定により提出されている検定申請書及び古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第五条第一項の規定により提出されている許可申請書の添付書類については、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一五年三月七日国家公安委員会規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の一部の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に古物営業法第十六条の規定による記載がされている帳簿で改正前の古物営業法施行規則別記様式第十五号によるものについては、改正後の古物営業法施行規則（以下「新規則」という。）第十七条第一項の規定にかかわらず、なおこれを使用することができる。

3 古物営業法第二十二条第二項の規定により警察官が携帯し又は提示する証票については、当分の間、公安委員会は、新規則第二十条の規定にかかわらず、都道府県公安委員会規則を定めて、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十八条第二項の規定に基づき当該警察官が貸与された警察手帳とすることができる。

附 則 （平成一五年七月一日国家公安委員会規則第一一号）

（施行期日）

1 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に法第三条第一項の規定による許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）は、この規則による改正後の古物営業法施行規則（以下「新規則」という。）第一条第三項第五号に規定する営業の方法を用いない旨の記載を含む法第五条第一項の許可申請書を提出したものとみなす。

3 この規則の施行の際現に法第三条第一項の規定による許可を受け、新規則第一条第三項第五号に規定する営業の方法を用いている者は、この規則の施行の日から三月を経過する日までの間に、取り扱う古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元識別符号を公安委員会に届け出なければならない。

4 前項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、経由警察署長を経由して、別記様式の送信元識別符号届出書及び新規則第一条第三項第五号に掲げる資料を提出しなければならない。

5 第三項の規定により届出をした者は、同項の送信元識別符号を使用する新規則第一条第三項第五号に規定する営業の方法を用いる旨の記載を含む法第五条第一項の許可申請書を提出したものとみなす。

附 則 （平成一六年一〇月二八日国家公安委員会規則第一七号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月二七日国家公安委員会規則第二四号）

この規則は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一九年九月二五日国家公安委員会規則第二一号）
（施行期日）

この規則は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年八月一日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年二月九日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月一六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年五月二日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二四日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年九月一四日国家公安委員会規則第一四号） 抄
（施行期日）

1 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）
附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。

（改正法附則第二条第一項の規定による届出）

2 改正法附則第二条第一項の規定により都道府県公安委員会に届出をする場合において

は、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

附 則 （令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手續等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく

警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年一二月一三日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和二年一月二四日国家公安委員会規則第一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（改正法附則第三条第二項の規定による許可証の交付の申請）

第二条 改正法附則第三条第二項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に許可証の交付の申請をしようとする者は、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第一号の新許可証交付申請書を提出しなければならない。

- 2 改正法附則第三条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、別記様式第二号の旧許可証一覧表とする。

(旧法の規定による行為に関する経過措置)

第三条 改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二十四条の規定により公安委員会がした許可の取消し（二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主に対し、旧法第二十四条の規定により当該公安委員会のうち一部の公安委員会がした許可の取消しを除く。）は、法第二十四条第一項の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなす。

2 前項に掲げるもののほか、旧法の規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分（旧法第二十四条の規定による許可の取消しを除く。）は、それぞれ法の相当規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分とみなす。

3 旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる方の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

旧法第三条第一項の規定による許可の申請	新法第三条の規定による許可の申請（当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第三条第一項の規定による許可を受けている場合にあつては、法第七条第一項の規定による届出書の提出）
旧法第三条第二項の規定による許可の申請	新法第三条の規定による許可の申請（当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第三条第二項の規定による許可を受けている場合にあつては、法第七条第一項の規定による届出書の提出）

4 前項の規定により旧法第三条第一項又は第二項の規定による許可の申請が新法第三条の規定による許可の申請とみなされる場合、当該許可の申請を行った者は、改正法の施行後遅滞なく、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出なければならない。

5 前項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第三号の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

附 則 （令和二年三月三十一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年三月三十一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

（金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日＝令和三年十一月一日）

附 則 （令和三年八月三十一日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和三年十一月一八日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則 （令和三年一二月一七日国家公安委員会規則第一二号）

（施行期日）

1 この規則は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（古物営業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 民法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治二十九年法律

第八十九号) 第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた十八歳未満の者は、第一条の規定による改正後の古物営業法施行規則第一条の三第三項の規定の適用については、同項第一号ニに規定する未成年者には含まれないものとする。

附 則 (令和四年一月二七日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年三月十五日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。